

**清須市**

**業務継続計画 (Business Continuity Plan)**

**平成30年3月**

**清 須 市**



# 目次

## 1 基本的事項

1-1 清須市業務継続計画の策定背景・目的.....	1
1-2 清須市地域防災計画との関係.....	1
1-3 基本目標・方針.....	3
1-4 対象とする災害.....	4
1-5 発動及び解除.....	4
1-6 職員の配備.....	5

## 2 被害想定・職員の参集想定

2-1 全市的な被害想定.....	7
2-2 行政機能の被害想定.....	12

## 3 非常時優先業務

3-1 非常時優先業務の選定基準.....	25
3-2 各部署における非常時優先業務.....	26

## 4 業務継続体制の強化に向けた取組

4-1 職員の防災レベル向上.....	39
4-2 市役所及び設備の強化.....	40
4-3 PDCAサイクルの確立.....	43
4-4 アクションプラン.....	44



# 1 基本的事項

## 1-1 清須市業務継続計画の策定背景・目的

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。

平成23（2011）年の東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）や平成28（2016）年の熊本地震では、市町村の庁舎が被災したことで行政機能が停止し、災害対応に遅れが生じることとなった。本市においては、こうした大規模な自然災害への対応として、清須市地域防災計画の抜本的な見直しを始め、各種の防災・減災対策について継続的に取り組んでいるところである。

近い将来、南海トラフ地震等の大規模な地震の発生が危惧される中、被災により行政機能が低下し、様々な制約が生じた場面においても、必要な応急・復旧業務を継続するために、清須市業務継続計画（以下「本計画」という。）を策定する。

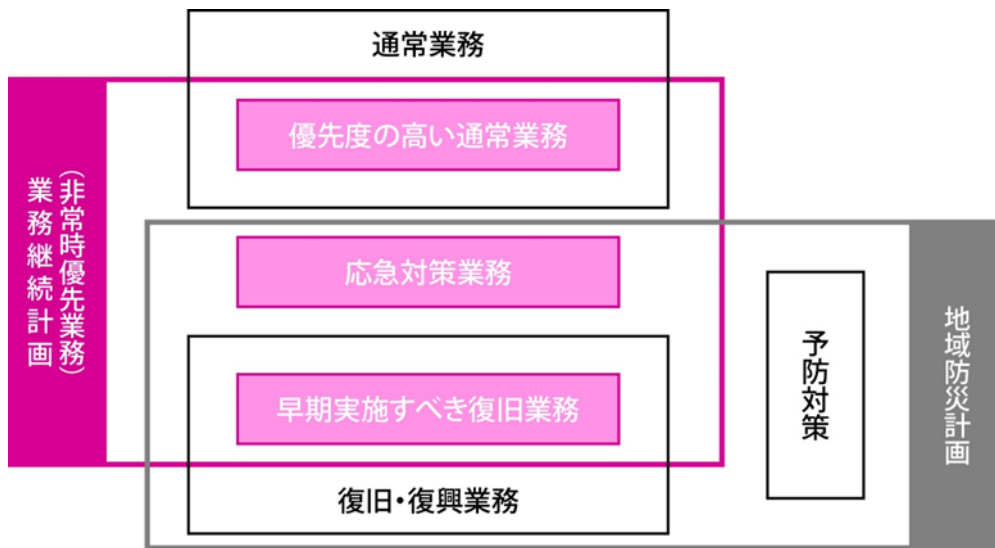
## 1-2 清須市地域防災計画との関係

清須市地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、清須市防災会議が地域の防災に関する事務又は業務について総合的な運営を具現化するために立案するものである。効果的で具体的な防災活動を実施することを重点目標として、災害予防、応急・復旧対策を総合的に取りまとめており、本市における防災対策の基本となる計画である。

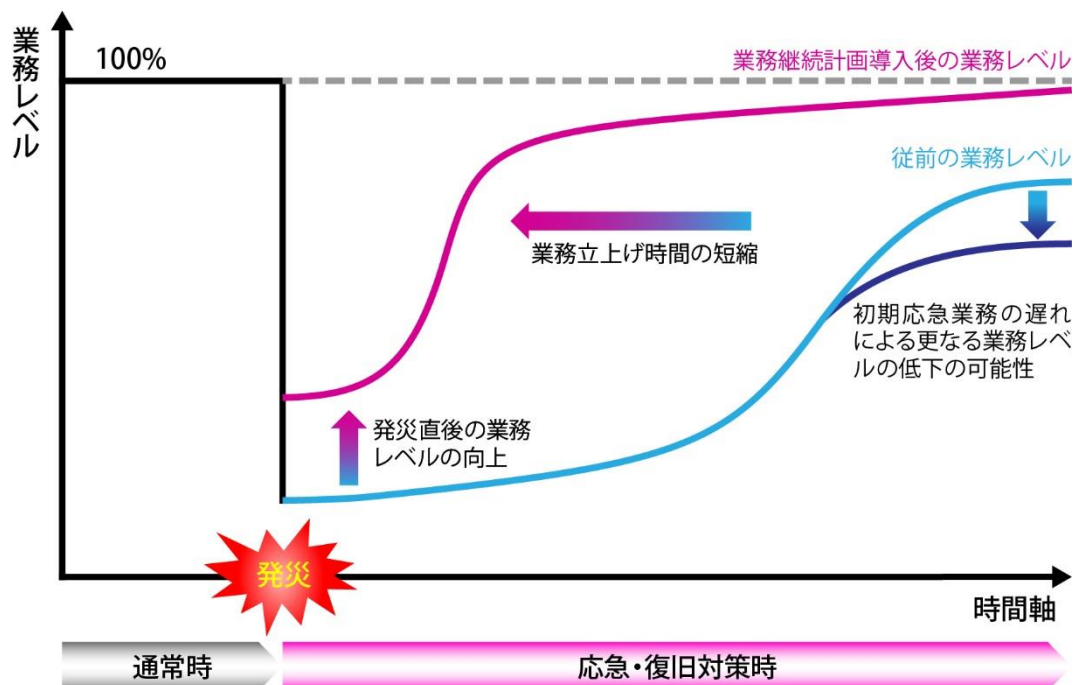
一方、本計画は、行政自体の被災を前提として、応急・復旧業務に加えて中断できない通常業務に優先順位をつけて整理することで、清須市地域防災計画を補完し、応急・復旧業務の実効性を高めるために策定するものである。本計画の策定により、事前に必要な措置を講じることで発災直後における業務レベルの向上、業務立上げ時間の短縮を図ることが可能となる。

# 1 基本的事項

## ■業務継続計画と地域防災計画の関係

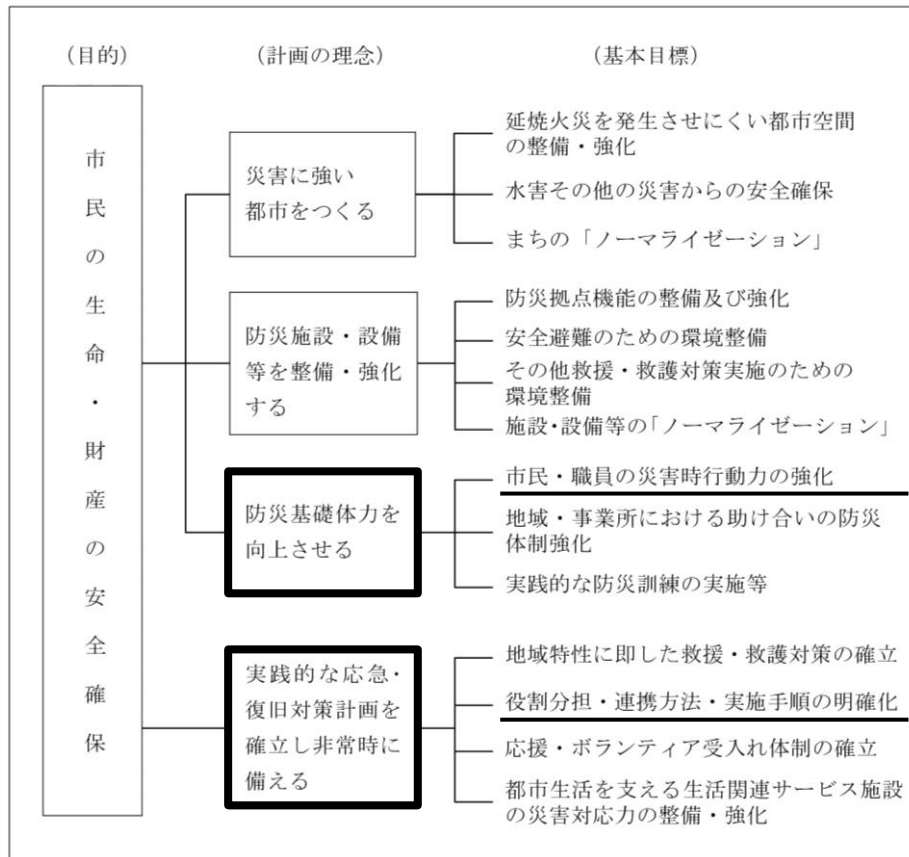


## ■業務継続計画の概念



## 1-3 基本目標・方針

清須市地域防災計画では、目的・理念・基本目標を以下のように位置づけている。このうち、本計画の策定及び運用は、基本目標の「市民・職員の災害時行動力の強化」「役割分担・連携方法・実施手順の明確化」に該当することとなる。



資料：清須市地域防災計画（清須市防災会議 平成29年3月）

上記の基本目標を踏まえ、本計画の基本方針を以下のように設定する。

- ①不測の事態に際しても、自らの安全を自ら確保し、被害を最小限度に軽減するため、臨機応変に対処できる災害時行動力の強化を図る。
- ②ある程度の混乱は避けられない中、あらかじめ「業務」の分担を漏れなく、かつ重複することなく明確化しておき、各部署・各職員が与えられた任務を果たすことで、全体として最小限の組織的活動を保証する。また、相互の連携方法を取り決め、一時の混乱期から本格的な組織活動期へ迅速に移行する。
- ③応急対策に不慣れな者でも、与えられた業務を最小限度の混乱に留めて実施できるよう、事態の推移に即した対策項目及び実施手順の具体化を図る。

## 1-4 対象とする災害

本市において、大規模な被害を生じさせるおそれのある災害は、地震災害や風水害、事故災害等が挙げられる。

このうち、地震災害については、全市的な電気・水道・通信・道路等のライフラインの途絶、市役所を始めとする応急・復旧業務の拠点そのものが被災する可能性が高い。また、発生の前予知、発生前の住民避難等が困難であることから、風水害や事故災害と比較して被害の規模が大きくなると考えられる。さらに、被災により人的・物的資源に制約が生じる中、応急・復旧業務の量が非常に多くなることが想定される。

そのため、本計画は地震災害を想定して策定するものとする。これにより、風水害や事故災害等への対応も可能とする。

## 1-5 発動及び解除

### (1) 発動要件

本計画の発動要件は、大規模な地震の発生により、清須市災害対策本部、現地災害対策本部が設置されるとともに、市域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合とする。

清須市災害対策本部は、原則として次の基準により設置する。

#### ■清須市災害対策本部の設置基準

A	自動的に清須市災害対策本部を設置する場合	➤市の地域内に震度5弱以上の地震が発生したとき。
B	市長の命令で清須市災害対策本部を設置する場合	➤市の地域に、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。
C	市長の命令で現地災害対策本部を設置する場合	➤相当規模の災害が発生し、市長が必要と認めたとき。

### (2) 発動権限者

発動権限者は、清須市災害対策本部長（市長）とする。

なお、市長不在の場合の決定を代行する権者は、副本部長（副市長）、本部員（総務部長）の順とする。

また、発動手続きに関する事務を処理する事務局は、防災行政班（総務部防災行政課）とする。

### (3) 解除

清須市災害対策本部長（市長）は、本市における全ての通常業務の再開をもって本計画の解除を宣言する。

ただし、清須市災害対策本部の各部員は、解除の宣言前であっても、応急・復旧業務の進捗状況に応じて、休止していた通常業務を順次再開させる。



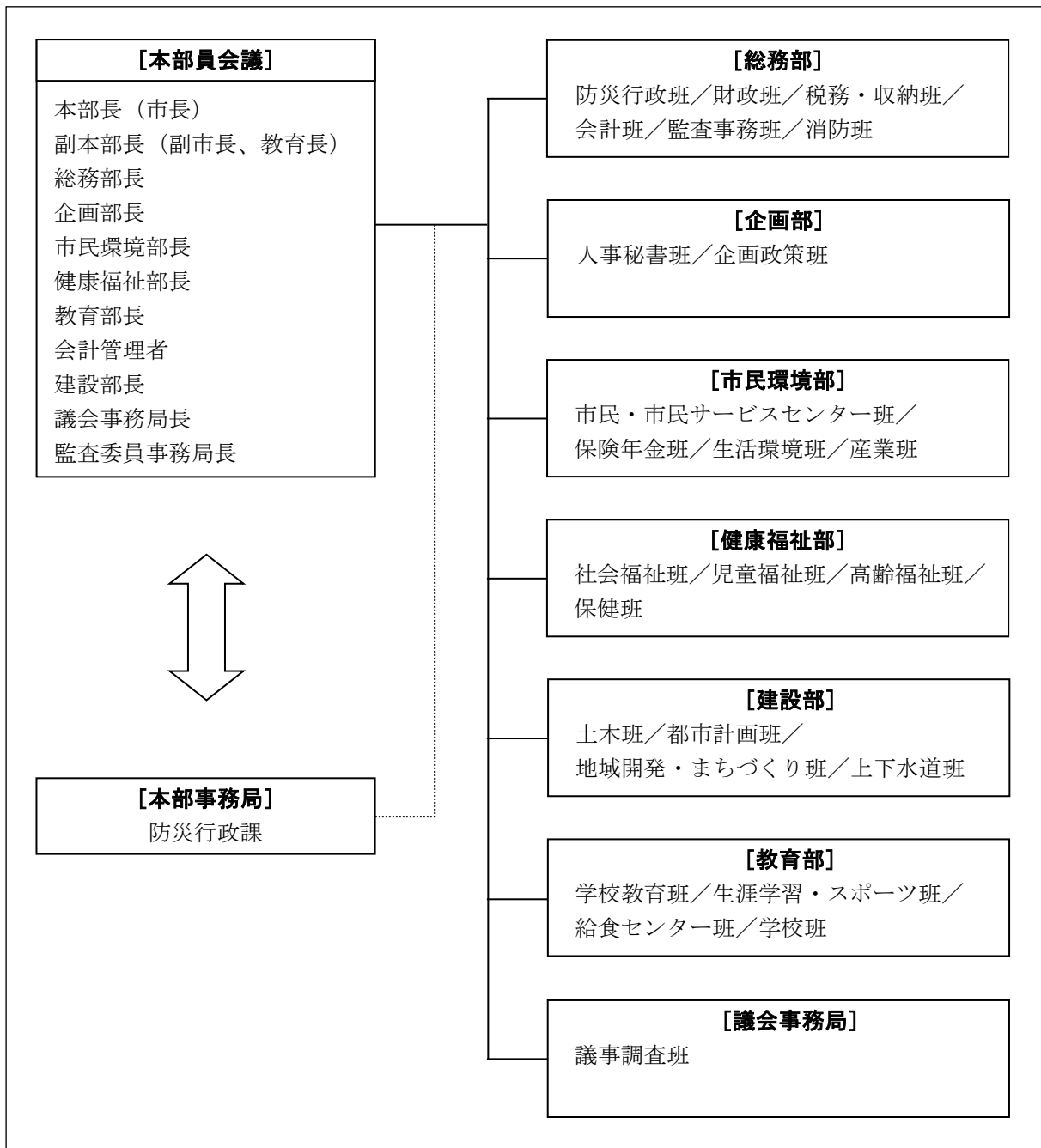
## 1-6 職員の配備

職員の配備については、清須市地域防災計画において以下のように定めている。本計画は、大規模な地震の発生を想定していることから、第3非常配備をもってあたることを前提とする。

また、地震の程度によって第2非常配備以下の場合でも、市内の被害状況を把握するまでは本計画に沿って初動対応を図ることとする。

■ 配備区分				
区分	フェーズ	指令名	指令基準	配備人員
警戒態勢	フェーズ1： 黄（イエロー）	第1警戒配備	震度4	情報収集及び伝達に必要な人員 （災害対策関係部課）
	フェーズ2： 黄（イエロー）	第2警戒配備	(1) 気象庁から南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の発表があったとき (2) 軽微な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員
災害対策本部	フェーズ3： 橙（オレンジ）	第1非常配備	(1) 震度5弱 (2) 災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき	災害に対する応急対策活動に必要な人員
	フェーズ4： 橙（オレンジ）	第2非常配備	(1) 震度5強 (2) 市内全域にわたる災害若しくは甚大な局地的災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき	総合的な応急対策活動に必要な人員
	フェーズ5： 赤（レッド）	第3非常配備	(1) 震度6弱以上 (2) 市内全域にわたる大規模な災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき	全職員

■災害対策本部組織



## 2 被害想定・職員の参集想定

### 2-1 全市的な被害想定

愛知県では、東日本大震災を受けて、従来の地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直している(平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果)。

清須市地域防災計画は、この調査結果に基づき被害を想定しており、本計画についても同様とする。

平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果

(愛知県防災会議地震部会 平成26年5月)

#### 過去地震最大モデル

- ・南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの(宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震)を重ね合わせたモデル。
- ・愛知県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるもの。

#### 理論上最大想定モデル

- ・南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いもの。
- ・愛知県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するもの。
- ・「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による震源モデルのうち、陸側ケース及び東側ケースで検討。

##### (陸側ケース)

- ・基本ケースの強震動生成域を、可能性がある範囲で最も陸域側(プレート境界面の深い側)の場所に設定したもの。

##### (東側ケース)

- ・基本ケースの強震動生成域を、やや東側(トラフ軸から見て、トラフ軸に概ね平行に右側)の場所に設定したもの。

#### ■本市で想定される震度

モデル	最小震度	最小震度 (震度階)	最大震度	最大震度 (震度階)
過去地震最大モデル	5.4	5強	5.8	6弱
理論上最大想定モデル -陸側ケース	5.8	6弱	<u>6.6</u>	<u>7</u>
理論上最大想定モデル -東側ケース	5.7	6弱	6.4	6強

資料：平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書  
(愛知県 平成26年3月)

## ■参考一気象庁震度階級関連解説

震度階級	計測震度	人の体感・行動、屋内・外の状況
5弱	4.5以上 5.0未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。</li> <li>➢ 電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。</li> <li>➢ まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。</li> </ul>
5強	5.0以上 5.5未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。</li> <li>➢ 棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。</li> <li>➢ 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。</li> </ul>
6弱	5.5以上 6.0未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 立っていることが困難になる。</li> <li>➢ 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。</li> <li>➢ 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。</li> </ul>
6強	6.0以上 6.5未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。</li> <li>➢ 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。</li> <li>➢ 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。</li> </ul>
7	6.5以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。</li> <li>➢ 固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。</li> <li>➢ 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。</li> </ul>

資料：気象庁震度階級関連解説表

## ■本市で想定される液状化

モデル	PL最大値	液状化危険度
過去地震最大モデル	41.2	大
理論上最大想定モデル -陸側ケース	<u>58.6</u>	<u>大</u>
理論上最大想定モデル -東側ケース	54.3	大

PL：液状化指数

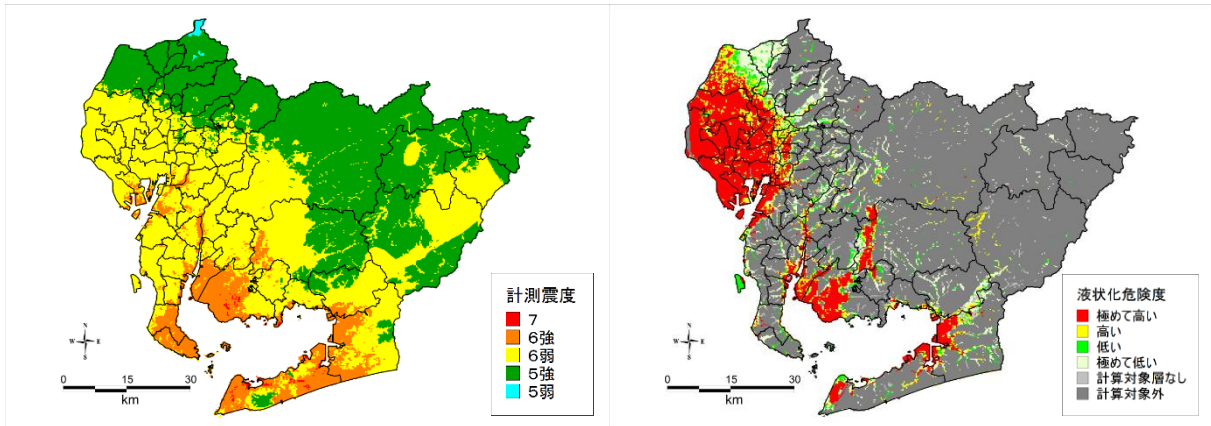
## ■参考—PL値による液状化危険度判定区分（岩崎ほか（1980））

PL=0	$0 < PL \leq 5$	$5 < PL \leq 15$	$15 < PL$
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤液状化危険度はかなり低い。</li> <li>➤液状化に関する詳細な調査は不要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤液状化危険度は低い。</li> <li>➤特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤液状化危険度が高い。</li> <li>➤重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。</li> <li>➤液状化対策が一般に必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤液状化危険度が極めて高い。</li> <li>➤液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避。</li> </ul>

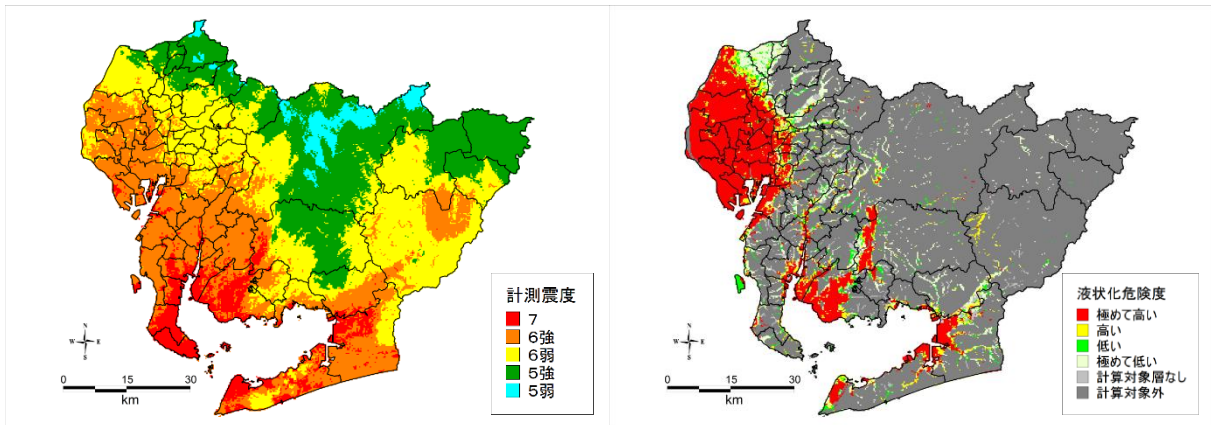
資料：平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書  
(愛知県 平成26年3月)

■ 震度分布・液状化分布

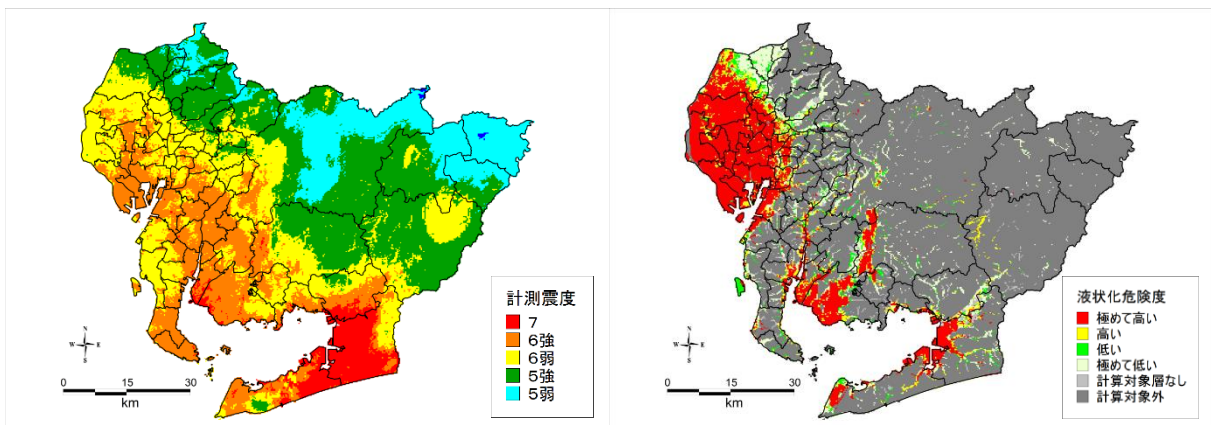
・ 過去地震最大モデル



・ 理論上最大想定モデル-陸側ケース



・ 理論上最大想定モデル-東側ケース



資料：平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果  
(愛知県防災会議地震部会 平成26年5月)

## ■本市におけるライフライン被害の想定（過去地震最大モデル）

項 目		ライフライン被害の想定
ライフライン機能支障 (発災1日後 冬夕6時発災)	上水道 断水人口 (人)	約65,000 (給水人口の約9割)
	下水道 機能支障人口 (人)	*
	電力 停電軒数 (軒)	約30,000 (需要軒数の約8割)
	固定電話 不通回線数 (回線)	約6,700 (需要回線数の約8割)
	携帯電話 停波基地局率 (%)	80
	都市ガス 復旧対象戸数 (戸)	*
	LPガス 機能支障世帯数 (世帯)	約700 (需要世帯数の約2割)
	避難者数 (人) (冬夕6時発災)	1日後
1週間後		約17,000
1ヶ月後		約38,000
帰宅困難者数 (人) (昼12時発災)		約5,900～約7,300
災害廃棄物等 (千トン) (冬夕6時発災)		約43

※ \*は被害がわずかであることを示す。

資料：平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書  
(愛知県 平成26年3月)

2-2 行政機能の被害想定

(1) 市役所機能の被害想定

本計画では、南海トラフ地震により震度7を観測することを想定する。また、地震の発生時刻は、人的資源の確保が困難となる勤務時間外を想定する。

そのほか、庁舎、情報システム、ライフライン等の被災状況は、震度7を観測したものとして、東日本大震災による被災状況や中央防災会議、愛知県防災会議による被害想定等を踏まえ、以下を想定する。

■市役所機能の被害想定

大項目	中項目	南 館	北 館
A 庁舎	建築年	昭和61（1986）年10月	平成28（2016）年12月
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
	耐震性能	新耐震	柱頭免震構造
	什器の転倒防止対策の状況	対策済み	対策済み
	窓ガラス飛散防止対策の状況	飛散防止ではないが遮熱フィルム貼付	飛散防止フィルム貼付
	<b>【被害想定】</b> >庁舎は、南館、北館ともに耐震性を有しており、甚大な被害を受ける可能性は低いと想定されるが、亀裂・変形・剥落や水道・ガス（南館）・電気機器の破損が想定される。また、転倒防止対策は実施しているが、OA機器や書棚の転倒・破損等も想定される。		
B 電力	●非常用発電機		
	設置場所	地下1階機械室	屋上
	稼働可能時間	約3.5時間（発電機内タンクの燃料2.5時間＋備蓄燃料1時間）	5日間（120時間）
	燃料の種別	軽油	A重油
	備蓄状況	発電機内タンク95L 他に20L/缶を2本	7,000L 5日間（120時間分）
	電力の供給可能範囲	非常照明、誘導灯、災害対策関連の重要設備（照明・コンセント、空調・換気機器等）	
	●蓄電施設		
	設置場所	地下1階機械室	—
	稼働可能時間	120Ah/10時間 （負荷により変動）	
	電圧	108V	
	電力の供給可能範囲	非常照明	
	●太陽光発電		
	設置場所	—	屋上
	発電容量		20kW相当
	蓄電施設		30kW
<b>【被害想定】</b> >発災から3日間程度は停電が続き、1週間後には概ね復旧が見込まれる。 >北館の非常用発電機は約5日間の使用が見込めるが、南館の非常用発電機の稼働可能時間は、備蓄燃料を含めても約3.5時間と短い。 >通信設備の多くは、親局が南館に設置されているため、南館の電力を失うと全庁的にほとんどの通信手段を喪失する。			



大項目	中項目	南 館	北 館
C 通信設備	●電話交換機設置場所		
	電話交換機	2階印刷室 (UPSあり)	—
	NTT光回線アダプタ	2階印刷室 (UPSあり)	—
	●回線数		
	光回線	30ch	—
	光回線が不通となった場合のISDN回線	3回線で6ch	—
	災害時優先回線	—	3回線
	電力供給が完全停止した際の使用可能回線	—	内線1400 (企画部長席) 内線1500 (総務部長席) ※南館2階印刷室電話交換機の上にある、転換器の切替後使用可能。ゼロ発信不要で、そのまま外線番号をダイヤルする。
	災害対策用回線	—	5回線 (3F災害対策本部室) アナログ：4回線 ISDN：1回線
	●電話機保有台数		
	多機能電話機	35台	41台
	アナログ電話機	67台	75台
	PHS	35台	69台
	●FAX設置場所・設置台数		
	送・受信ともに可	—	3階：1台 (防災行政課)
	送信のみ可	コピー複合機 1階：1台、2階：1台、 3階：2台、4階：1台	コピー複合機 1階：2台、2階：2台、 3階：1台
	●衛星携帯電話		
	●防災行政無線 (同報系)		
	設置場所	・親局：2階放送室 ・操作卓：1階宿直室	・操作卓：3階防災無線室
	冷却方法	・冷風	—
	アンテナ設置場所	・屋上	
	UPS	・場所：2階放送室	
	直流電源装置	・場所：2階印刷室 ・稼働可能時間：最大1日	
	●防災行政無線 (移動系)		
	設置場所	・親局：2階放送室 ・携帯局：10局 ・車携帯局：11局	・携帯局：36局
	冷却方法	・冷風	—
	アンテナ設置場所	・屋上	
	UPS	・場所：2階放送室	
	直流電源装置	・場所：2階印刷室 ・稼働可能時間：最大1日	

## 2 被害想定・職員の参集想定

大項目	中項目	南 館	北 館
C 通信設備	●Jアラート		
	設置場所	・親局：2階放送室	・操作卓：3階防災無線室
	冷却方法	・冷風	—
	アンテナ設置場所	・屋上（愛知県高度情報通信ネットワーク併用）	
	UPS	・場所：2階放送室	
	直流電源装置	—	
	●愛知県高度情報通信ネットワーク（地上系・衛星系）		
	設置場所	・親局：2階電話交換室	・操作卓：3階防災行政課 PHS：6台 衛星系個別電話機：1台 無線FAX：1台
	冷却方法	・冷風	—
	アンテナ設置場所	・屋上（Jアラート併用）	
	UPS	・場所：2階電話交換室	
	直流電源装置	—	
	●Emネット		
	設置場所	・端末：1階宿直室	・端末：3階防災行政課
	【被害想定】		
	<p>➢電話・インターネットは、発災直後から3日間程度は利用できない可能性がある。携帯電話によるメールについては、遅配はあるものの発災後でも送受信は可能と見込まれる。</p> <p>➢防災行政無線・Jアラート・愛知県高度情報通信ネットワーク・Emネットは、比較的繋がりやすいと思われる。</p> <p>➢ただし、通信設備の多くは、親局が南館に設置されているため、南館の電力を失うと全庁的にほとんどの通信手段を喪失する。また、南館と北館の各種通信設備は地下ケーブルにより接続されているため、地下ケーブルが断線した場合にも、北館ではほとんどの通信手段を喪失する。</p>		

大項目	中項目	所管課	機器の 設置場所	サーバーの 設置場所	バック アップ	委託 業者	
D 情報システム	住民情報系	住民情報パッケージシステム	企画政策課	全庁	電算室(北館3階)	有	有
		中間SVコネクタ	企画政策課	電算室(南館2階)	電算室(南館2階)	有	有
		期日前投票システム	防災行政課	電算室(北館3階) 防災行政課	電算室(北館3階)	有	有
		固定資産管理システム	財政課	財政課	電算室(南館2階)	有	有
		確定申告・国税連携システム	税務課	税務課	電算室(北館3階)	有	有
		宮田用水・福田悪水	税務課	税務課	電算室(北館3階)	有	有
		家屋評価システム	税務課	税務課	税務課	有	有
		公函管理システム	税務課	税務課	電算室(南館2階)	有	有
		固定資産名寄帳管理システム	税務課	税務課	庁外	無	有
		滞納管理システム	収納課	収納課	電算室(北館3階)	有	有
		住基ネットワークシステム	市民課	電算室(南館2階) 市民課	電算室(南館2階)	有	無
		戸籍総合システム	市民課	電算室(南館2階) 市民課	電算室(南館2階)	有	有
		福祉医療システム	保険年金課	保険年金課	電算室(北館3階)	有	有
		後期高齢者医療システム	保険年金課	電算室(北館3階) 保険年金課	電算室(北館3階)	有	有
		農家台帳システム	産業課	産業課	-	有	無
		障害者自立支援システム	社会福祉課	社会福祉課	電算室(南館2階)	有	有
		生活保護システム	社会福祉課	社会福祉課	社会福祉課	有	有
		生活保護等版 レセプト管理システム	社会福祉課	社会福祉課	クラウド	有	有
		生活困窮者自立支援システム	社会福祉課	社会福祉課	社会福祉課	有	有
		介護認定審査システム	高齢福祉課	高齢福祉課	-	有	無
	遺児手当システム	子育て支援課	子育て支援課	電算室(北館3階)	有	有	
	健康管理システム	健康推進課	健康推進課	電算室(北館3階)	有	有	
	受益者負担金システム	上下水道課	上下水道課	電算室(北館3階)	有	有	
	犬登録管理システム	健康推進課	健康推進課	-	有	有	
	内部情報系	財務会計システム	企画政策課	全庁	電算室(北館3階)	有	有
		起債管理システム	企画政策課	全庁	電算室(北館3階)	有	有
		人事給与システム	人事秘書課	人事秘書課	電算室(北館3階)	有	有
		源泉徴収システム	人事秘書課	人事秘書課	電算室(北館3階)	有	有
		文書管理システム	防災行政課	全庁	電算室(北館3階)	有	有
		グループウェアシステム	企画政策課	全庁	電算室(北館3階)	有	有
		上下水道料金システム	上下水道課	上下水道課	電算室(北館3階)	有	有
	企業会計システム	上下水道課	上下水道課	電算室(北館3階)	有	有	
他	ホームページ	人事秘書課	全庁	庁外	有	有	
	例規検索システム	防災行政課	全庁	庁外	無	有	
<b>【被害想定】</b> >サーバー・ネットワークの損傷状況によるが、サーバーが損傷した場合、1ヶ月程度使用が見込めない。 >ネットワークのアダプタが南館に設置されているため、南館の電力を失うと全庁的に使用が困難になる。							

## 2 被害想定・職員の参集想定

大項目	中項目	南 館		北 館	
E 上水道・ 下水道	●上水道				
	受水槽・井戸の設置場所	地下1階	屋上	2階受水槽 (上水)	1階受水槽 (井戸)
	容量	10m <sup>3</sup>	3m <sup>3</sup>	6.52m <sup>3</sup>	54m <sup>3</sup>
	●下水道				
	簡易トイレ・マンホール トイレ等の備蓄状況	—		仮設WC用マンホール：4箇所 緊急汚水槽：63m <sup>3</sup>	
<b>【被害想定】</b> >南館は、1週間程度は使用できない可能性がある。 >北館は、受水槽及び排水槽があるため、上下水がともに被災しても使用が見込める。					
F ガス	ガス式の冷暖房機・給湯器の有無	吸収式冷温水発生器冷暖房	ガス給湯器あり	— (電気式給湯器)	
	設置場所	地下1階、 屋上	各階給湯室		
<b>【被害想定】</b> >発災から1週間程度は利用できない可能性がある。					
G 備蓄	職員用の食料・飲料水・ 生活用品(毛布、医薬品 等)	—			
	<b>【被害想定】</b> >道路寸断や交通規制等により、発災直後から1週間程度は外部からの必要物資の供給が停止することが想定される。				

大項目	権限等	台 数	うち、防災行政無線車載
H 公用車	市長	1台	
	議長	1台	
	特別車	1台	
	一般用	24台	2台
	企画政策課	1台	
	財政課	4台	
	税務課	1台	
	収納課	3台	
	生活環境課	1台	
	社会福祉課	3台	1台
	子育て支援課	2台	
	健康推進課	1台	
	産業課	1台	
	土木課	3台	2台
	上下水道課	2台	1台
	生涯学習課	5台	
	スポーツ課	1台	1台
	学校教育課	1台	
	給食運搬用	2台	
	消防団	12台	12台
	赤パト	4台	4台
	社会福祉協議会	2台	
<b>【被害想定】</b> >公用車は使用が見込めるが、南館の電力を失った場合、電動シャッターの車庫内に駐車されている公用車の即時出庫は不可となる。(手動でのシャッター開放が必要) >燃料(ガソリン)については、1週間程度は調達困難となることが想定される。			

## (2) 代替拠点の確保

浸水・火災・液状化等、建物の損壊以外の理由により、災害対策本部が設置される市役所が使用できない場合が想定される。

この場合、災害対策本部を設置する代替拠点は、清須市地域防災計画に基づき、春日公民館とする。

## ■参考—南海トラフ地震によるライフラインの被害想定

項目	地震直後	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
電力（停電）	約9割	約2～8割	約1～5割	約1割以下	
通信—固定電話 （利用困難）	約9割	約3～8割	約1～5割	約1割	
通信—携帯電話 （停波基地局率）	最大約1割	約2～8割	最大約1割		
上水道（断水）	約6～8割	断水する需要 家が増加	約5～6割	約4～5割	約1～2割
下水道（利用困難）	約9割	復旧は限定的	約1～2割	最大約2割	管路の復旧は 概ね完了
都市ガス（供給停止）	約2～6割	復旧は限定的	少しずつ供給 再開	約2～5割	最大約2割
道路—高速道路	通行止め	がれき・障害 物の除却、損 傷した橋梁の 仮復旧は未了	緊急自動車、緊 急通行車両の み通行可能	緊急自動車、 緊急通行車両 のみ通行可能	一般車両を含 めて通行可能
道路—一般道路	震度6強以上 の揺れを受け た幅員5.5m未 満の道路の5 割以上が通行 困難	信号等の交通 管制に支障	緊急通行車両 の通行優先 地盤変位によ る大変形が生 じた橋梁は通 行不能のまま	緊急通行車両 として標章発 行の対象とな る車両が徐々 に拡大	
鉄道—在来線	全線不通	不通	不通 高速道路の復 旧が進んだこ とから各地に おいて復旧支 援が本格化	バスによる代 替輸送の開始	震度6弱以上の 揺れを受けた 路線の約50％ が復旧

※ 数値データは、東海三県（静岡、愛知、三重）の値である。

※ 想定は、阪神・淡路大震災や東日本大震災等、我が国で発生した大規模な地震による被害状況や復旧状況等を踏まえているが、あくまで一つの想定として作成されたものであり、実際に本被害想定どおりの事象が発生するというものではない。

資料：「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第二次報告）」より作成  
（中央防災会議 防災対策推進検討会議 平成25年3月18日）

## 2 被害想定・職員の参集想定

### (3) 職員の参集想定

大規模な地震の発生時には、自家用車や公共交通機関での登庁は困難と想定される。また、職員自身や家族等の被災に加え、落橋や工場火災等、本市の地域特性を踏まえると、通常時と同様の所要時間での登庁は困難と想定される。

そこで、以下の条件を付与した上で職員の参集を想定する。

#### ■前提条件

設置基準	震度・被害状況
A 発災の時間	<p>➤最も条件が悪くなるケースを想定し、休日の発災とする。</p>
B 自宅から市役所までの距離による参集時間	<p>➤参集に要する時間は、概ね自宅から市役所までの距離に比例すると想定する。また、原則的に参集は徒歩とするが、遠方在住の職員は道路や公共交通機関等がある程度復旧した後の参集とする。具体的には以下のとおり。</p> <p>①発災後72時間以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅から市役所までの歩行距離が9.0km未満の職員は、24時間以内に参集可能とする。<sup>※1</sup></li> <li>・自宅から市役所までの歩行距離が9.0km以上の職員は、24時間経過後、順次参集可能とする。<sup>※1</sup></li> <li>・歩行速度は、3km/hとする。また、参集準備のための所要時間は、発災後0.5時間とする。<sup>※2</sup></li> <li>・自宅が市役所から20km圏外の職員は、72時間以内の参集を不可とする。<sup>※3</sup></li> </ul> <p>②発災後72時間以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅が市役所から20km圏外の職員も順次参集可能とする。</li> </ul>
C 参集可能職員	<p>➤阪神・淡路大震災の事例を踏まえ、全職員の参集は不可とする。具体的には以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間以内の参集可能割合は50%<sup>※4</sup></li> <li>・72時間以内の参集可能割合は70%<sup>※4</sup></li> <li>・1週間以内の参集可能割合は99%<sup>※5</sup></li> </ul>

※1 一般的に自宅からの距離が10km以上であると帰宅困難者が発生するとされている（歩行限界）。また、愛知県庁業務継続計画では、県庁までの歩行距離が9kmを超える職員は、徒歩による速やかな参集は困難とみなされている。

※2 一般的な歩行速度は4km/hとされるが、災害時には歩きにくくなることや迂回を余儀なくされることを踏まえ、3km/hとする。

※3 20km圏外の場合、徒歩による参集は不可とし、公共交通機関により参集することとする。中央防災会議防災対策推進検討会議の被害想定を踏まえ、公共交通機関は発災から3日間は不通が続き、その後、順次復旧するものとする。

※4 阪神・淡路大震災における兵庫県内の自治体職員の参集実績をもとに設定。

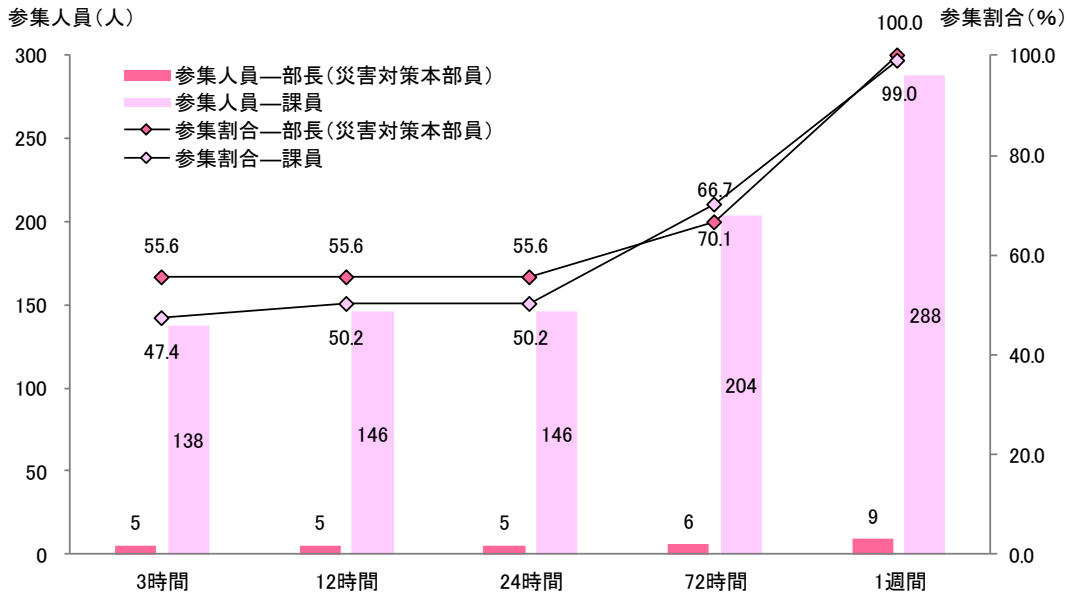
	当日	2日後	3日後	4日後	5日後
兵庫県	20%			約7割	
神戸市	41%	約6割	約7割	約8割	約9割
伊丹市	75%	80%	83%	85%	
西宮市	51%	66%	69%	78%	
芦屋市	42%	52%	60%	69%	
宝塚市	60%				

※5 本市の被害想定では、最大死者数は200人であり、人口67,327人（平成27年国勢調査）の0.297%に相当する。職員自身又は家族の死傷等を勘案し、職員の1%は長期的に参集不可とする。

前述の条件を踏まえた参集想定は、以下のとおりである。

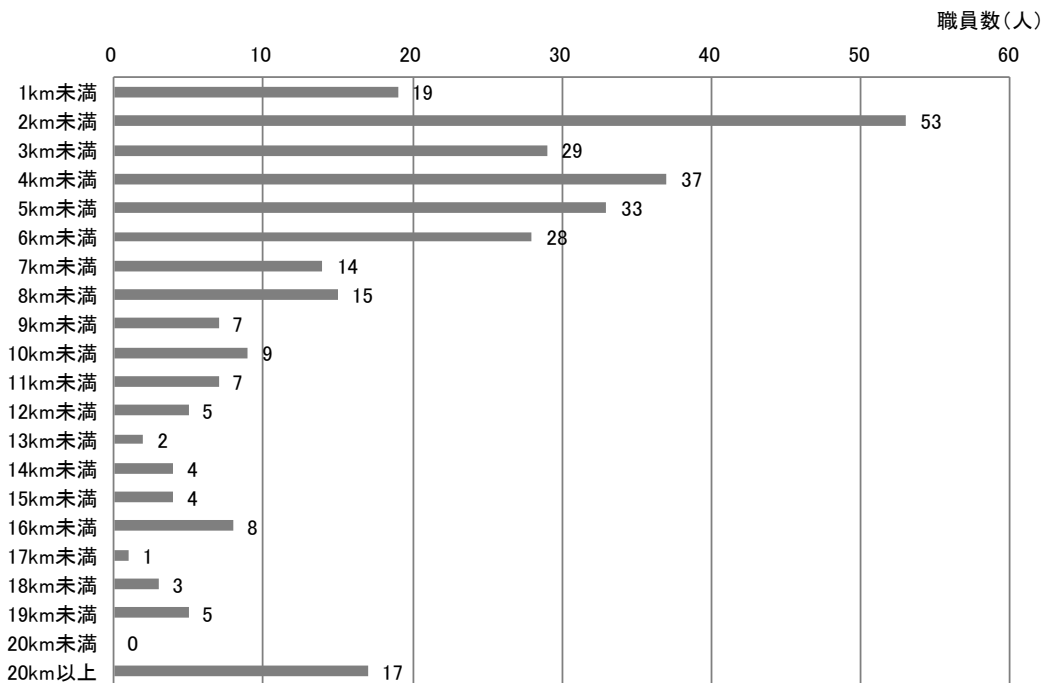
職員の多くは、市役所（災害対策本部）から近距離に居住しているため、被害を免れた場合には、比較的早い段階での参集が可能と考えられる。

■ 参集想定



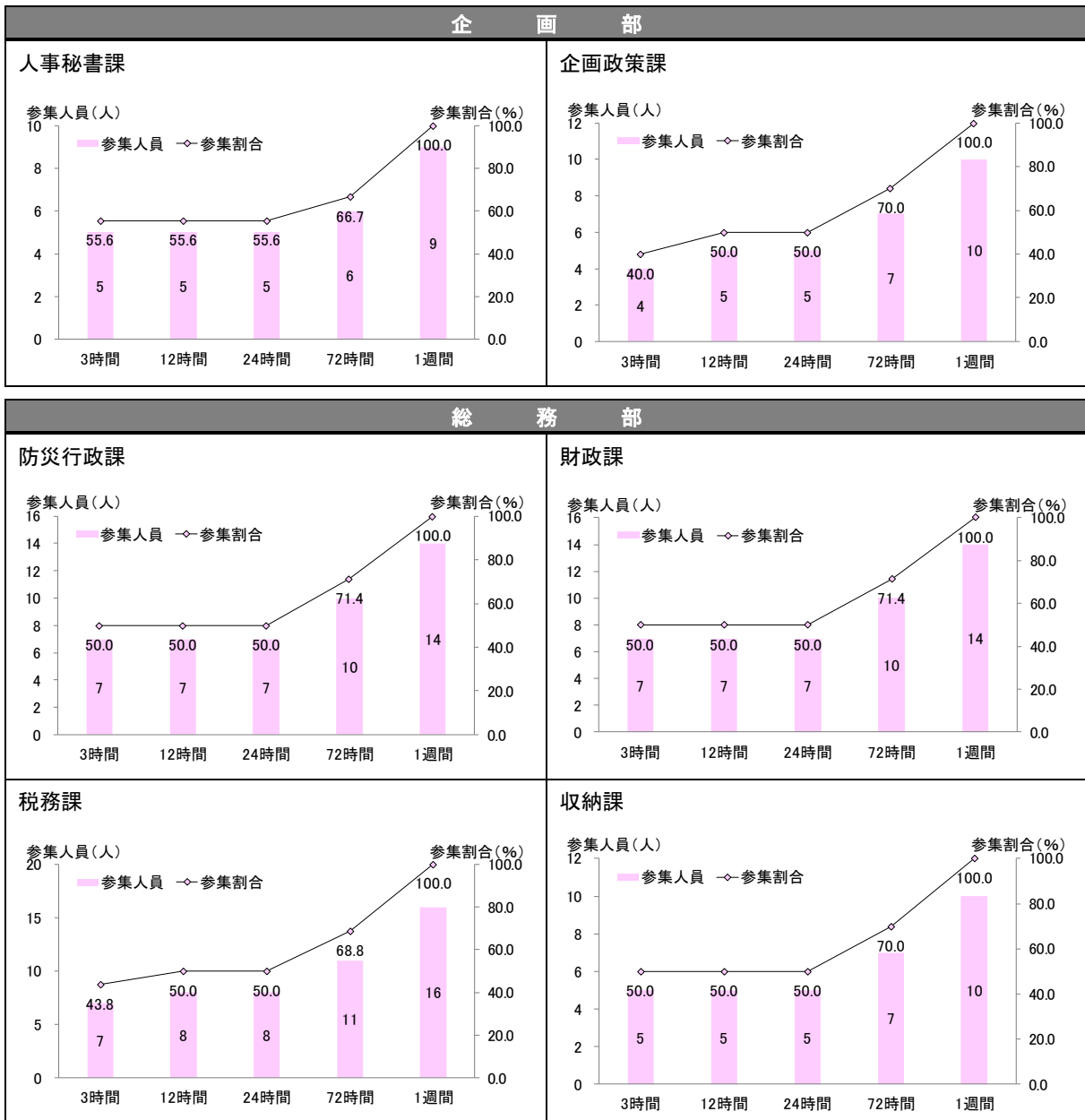
※ 前提条件として「24時間以内の参集可能割合は50%」としているが、端数処理上50%を上回る。

■ 自宅から市役所（災害対策本部）までの距離

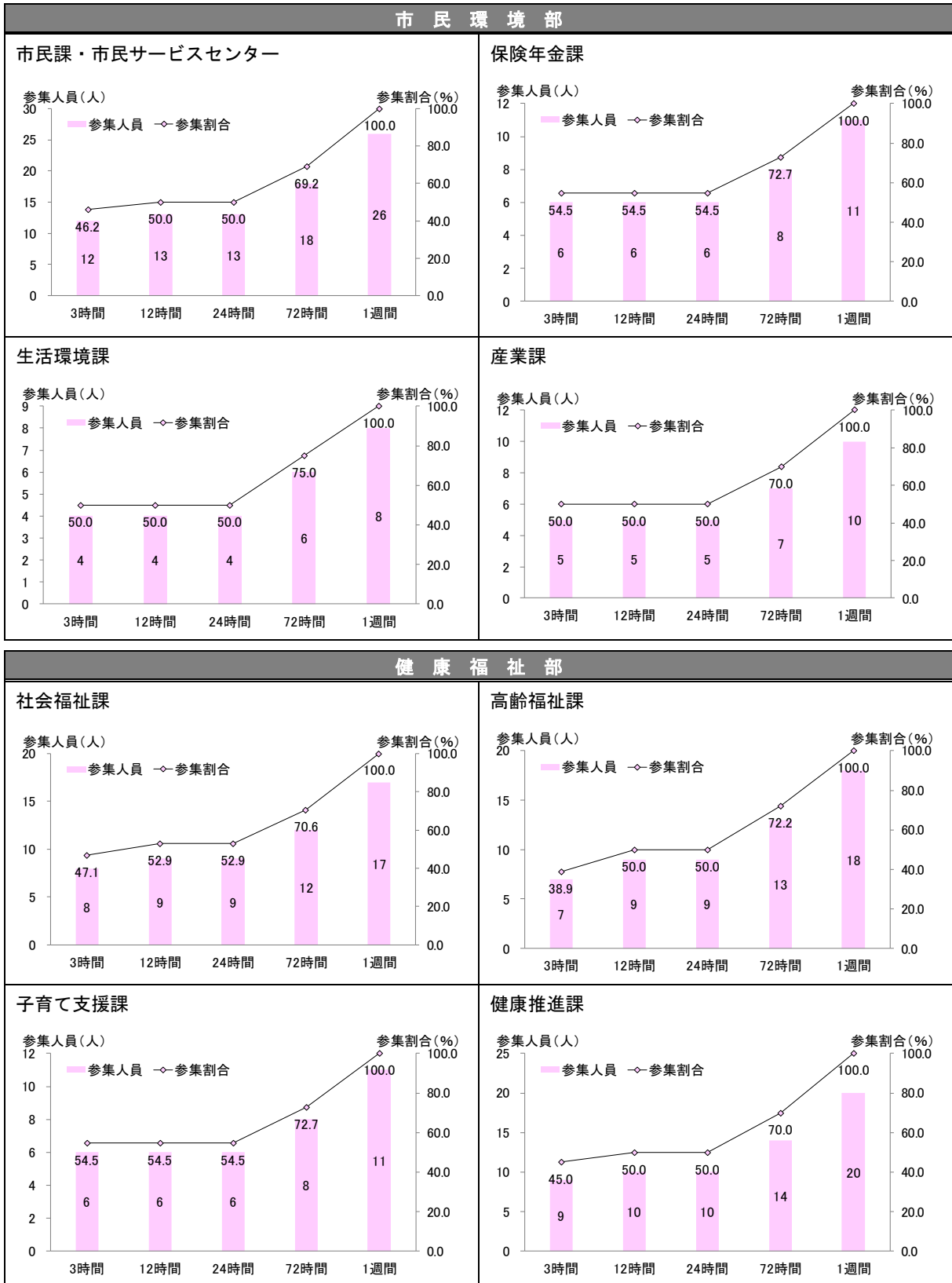


## 2 被害想定・職員の参集想定

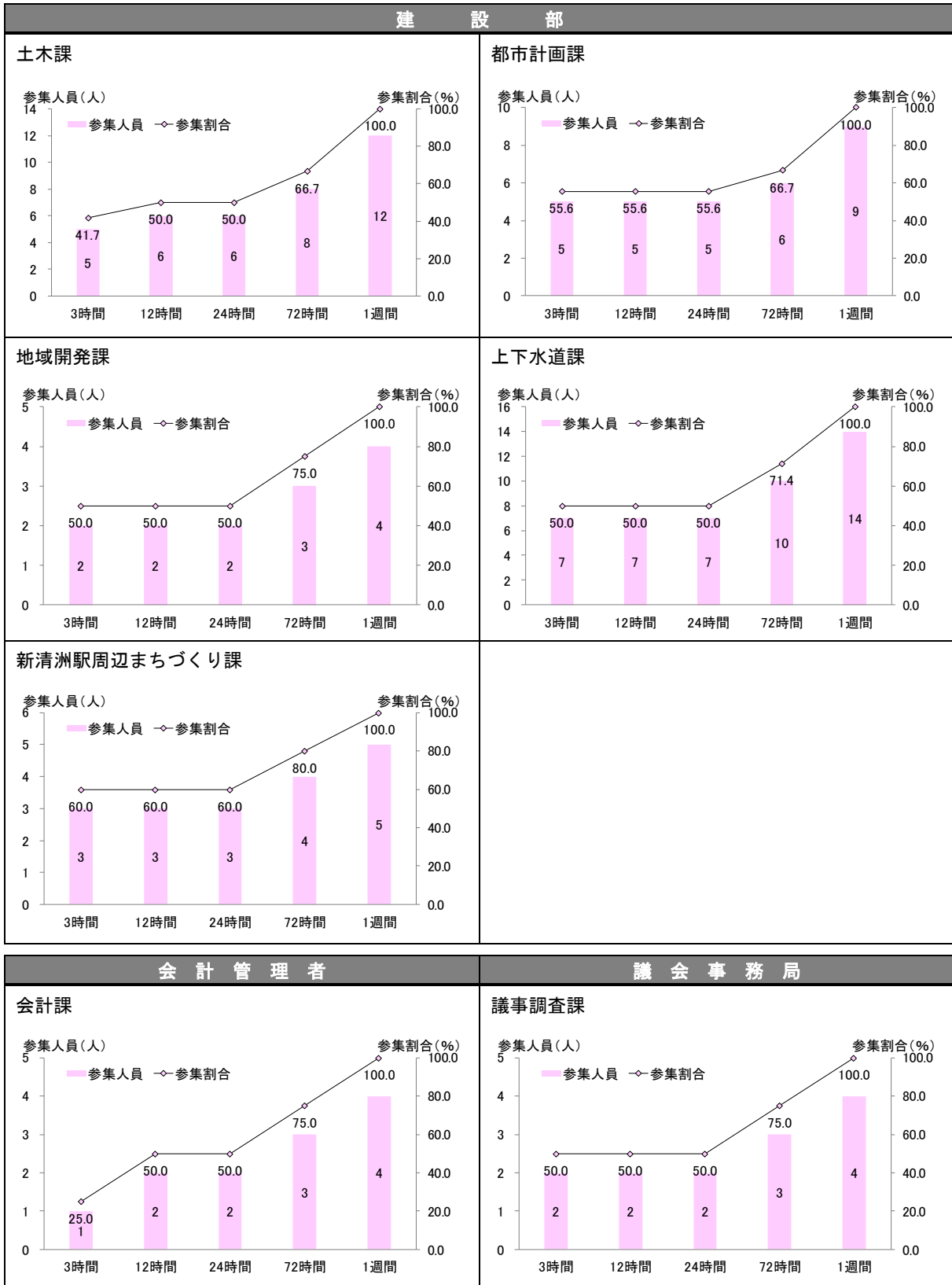
### ■参集想定（部署ごと）





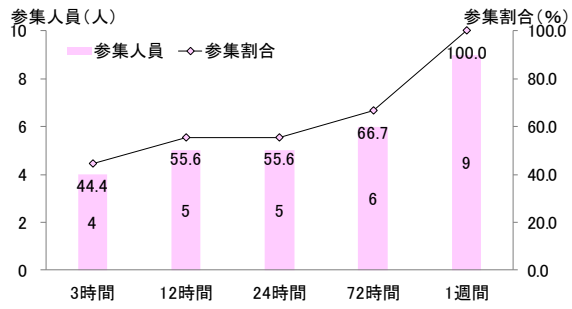


## 2 被害想定・職員の参集想定

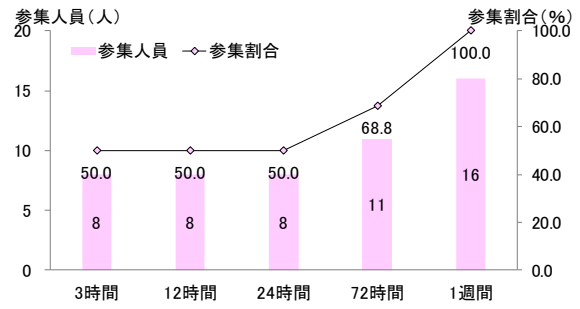


教 育 部

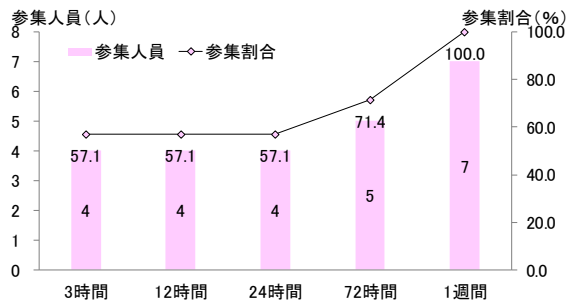
学校教育課



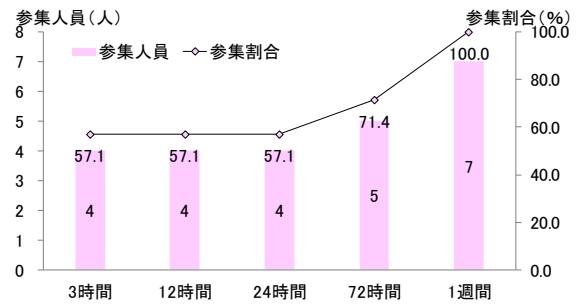
生涯学習課



スポーツ課

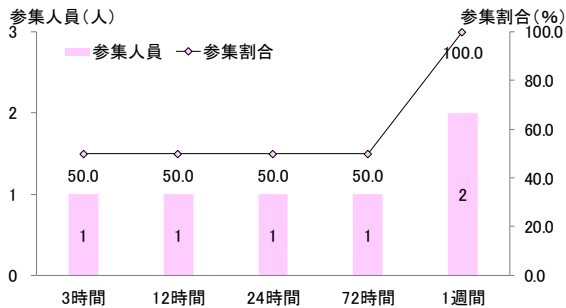


学校給食センター管理事務所



監査委員事務局

監査課





### ③ 非常時優先業務

#### 3-1 非常時優先業務の選定基準

非常時優先業務とは、発災後の応急・復旧業務、及び通常業務のうち早期の復旧を図るためには中断できない業務をいう。

本計画では、発災直後における業務レベルの向上、業務立上げ時間の短縮を図り、応急・復旧業務の実効性を高めるため、非常時優先業務を選定し、優先順位をつけて整理する。その選定基準や優先度は以下による。

■非常時優先業務の選定基準

優先度	業務着手目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
高 ↑       ↓ 低	3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初動体制の確立</li> <li>○被災状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢災害対策の根幹となる体制立上げ業務（人、場所、通信、情報等）</li> <li>➢被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）</li> </ul>
	12時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救助・救急の開始</li> <li>○避難所の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢発災直後の火災等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等）</li> <li>➢救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用）</li> <li>➢避難所の開設、運営業務</li> <li>➢組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）</li> </ul>
	24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急活動（救助・救急以外）の開始</li> <li>○避難生活支援の開始</li> <li>○重大な行事の手続き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢短期的な二次被害予防業務（危険箇所における避難等）</li> <li>➢市管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等）</li> <li>➢衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動等）</li> <li>➢災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等）</li> <li>➢遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等）</li> <li>➢避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等）</li> <li>➢社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）</li> </ul>
	72時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者への支援の開始</li> <li>○他の業務の前提となる行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等）</li> <li>➢市街地の清掃に係る業務（ごみ・瓦礫処理等）</li> <li>➢災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等）</li> <li>➢業務システムの再開等に係る業務</li> </ul>
	1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○復旧・復興に係る業務の本格化</li> <li>○窓口行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等）</li> <li>➢産業の復旧・復興に係る業務（農商工業対策等）</li> <li>➢教育再開に係る業務</li> <li>➢金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等）</li> <li>➢窓口業務（届出受理、証明書発行等）</li> </ul>
	1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○その他の行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢その他の業務</li> </ul>

資料：地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版【解説】  
（内閣府（防災担当）平成22年4月）をもとに作成

### 3 非常時優先業務

#### 3-2 各部署における非常時優先業務

##### 人事秘書課

人事秘書課 非常時優先業務	着手時間						時間単位 での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以内	1 ヶ 月 以内		
職員の参集及び被災状況の把握	○						1	中
職員の動員、配置及び調整	○						2	大
災害広報体制の確立		○					1	小
報道機関に対する連絡及び情報提供		○					2	小
部内の連絡調整		○					3	小
他の行政機関への応援要請及び派遣職員の受入れ		○					4	大
報道機関との連絡調整に関すること			○				1	小
ホームページに関すること			○				2	小
市長の記者会見に関すること			○				3	小
職員の食料、寝具等の厚生			○				4	大
職員の衛生管理			○				5	大
被害状況等の撮影及び記録				○			1	小
職員の公務災害補償手続						○	1	小

##### 企画政策課

企画政策課 非常時優先業務	着手時間						時間単位 での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以内	1 ヶ 月 以内		
自主防災組織への連絡		○					1	中
庁内情報ネットワーク対応		○					2	小
電子計算組織の管理		○					3	小
情報システムの維持管理に関すること		○					4	小
ボランティア関係団体との連絡調整			○				1	中
ボランティアの受入れ及び配置				○			1	中
市民からの問い合わせ対応				○			2	大
臨時市民相談所の開設				○			3	中
NPO(非営利団体)及びボランティアに関すること				○			4	小

※ 「必要な人員」について

小…概ね1・2人 中…概ね3・4人 大…概ね5人以上

## 防災行政課

防災行政課 非常時優先業務	着手時間						時間単位 での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以内	1 ヶ 月 以内		
災害対策本部の設置・運営	○						1	大
通信手段の確保	○						2	小
被害状況の取りまとめ	○						3	小
気象・地震情報等の収集、整理	○						3	小
避難勧告等本部長命令の伝達	○						4	中
消防及び水防配備体制の確立	○						5	小
部内の連絡調整		○					1	小
各部との連絡調整		○					2	小
国、県、防災関係機関との連絡調整		○					3	小
職員の派遣要請		○					4	小
防災活動拠点の確保		○					5	中
自衛隊の災害派遣要請		○					5	小
南海トラフ地震の発生時における広域受援		○					6	大
応援部隊等による広域応援等の受入れ		○					6	小
災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめ					○		1	小
激甚災害の指定手続					○		1	小
暴力団等への対策					○		2	小
災害対策本部の廃止						○	1	小

## 財政課

財政課 非常時優先業務	着手時間						時間単位 での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以内	1 ヶ 月 以内		
来庁者の安全確保及び避難誘導	○						1	大
緊急輸送手段の確保		○					1	中
所管施設の被害状況調査		○					2	中
所管施設の応急復旧			○				1	中
公有財産被害の取りまとめ				○			1	中
災害対策費の予算措置					○		1	大
本復旧工事(建設部所管を除く)の完工の検査						○	1	中
本復旧工事の入札及び契約						○	1	中

※ 「必要な人員」について

小…概ね1・2人 中…概ね3・4人 大…概ね5人以上

### 3 非常時優先業務

#### 税務課

税務課 非常時優先業務	着手時間						時間単位 での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以 内	1 ヶ 月 以 内		
倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達					○		1	大
固定資産税管理システム再開等に係る業務					○		1	小
公図管理システム再開等に係る業務					○		1	小
被災台帳(固定資産分)の作成					○		2	中
市税の納期限の延長					○		3	小
市民税の証明(納税証明を除く)に関すること					○		4	小
固定資産評価証明及び資産証明に関すること					○		4	小
市民税、固定資産税等の減免					○		5	中
個人市民税(県民税を含む)の調査及び賦課に関すること						○	1	中
法人市民税の調査及び賦課に関すること						○	1	中
原動機付自転車の登録及び標識番号の交付に関すること						○	1	中
固定資産税及び都市計画税の調査及び賦課に関すること						○	2	中
軽自動車税の調査及び賦課に関すること						○	3	小
市たばこ税の賦課に関すること						○	3	小
用悪水費及び土地改良区負担金の賦課に関すること						○	4	小

#### 収納課

収納課 非常時優先業務	着手時間						時間単位 での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以 内	1 ヶ 月 以 内		
倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達					○		1	大
被災台帳(固定資産分)の作成					○		2	中
市民税、固定資産税等の減免					○		3	中
納税証明に関すること					○		4	小
納税相談に関すること						○	1	中
市税等の口座振替に関すること						○	2	小

※ 「必要な人員」について

小…概ね1・2人 中…概ね3・4人 大…概ね5人以上



## 市民課・市民サービスセンター

市民課・市民サービスセンター 非常時優先業務	着手時間						時間単位 での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以内	1 ヶ 月 以内		
部内の連絡調整		○					1	小
死亡届の受理				○			1	中
埋火葬許可証の発行				○			1	中
戸籍の届出に関すること				○			2	中
避難所との連絡調整				○			3	中
地区連絡所の設置				○			3	中
り災証明書の交付等						○	1	中
義援金品の配布及び義援物品の受領						○	2	中

## 保険年金課

保険年金課 非常時優先業務	着手時間						時間単位 での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以内	1 ヶ 月 以内		
避難所との連絡調整				○			1	小
地区連絡所の設置				○			2	小
各被保険者証明及び受給者証の交付					○		1	大
国民健康保険税の減免					○		2	大
各種保険給付の支払い					○		3	中
高額療養費受領委任払に関すること						○	1	小

※ 「必要な人員」について

小…概ね1・2人 中…概ね3・4人 大…概ね5人以上

### 3 非常時優先業務

#### 生活環境課

生活環境課 非常時優先業務	着手時間						時間単位 での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以内	1 ヶ 月 以内		
遺体の捜索、検視(調査)、身元確認等		○					1	大
仮設トイレの調達			○				1	中
棺桶の調達			○				1	中
防疫用薬剤の調達			○				1	中
遺体の安置及び死亡届の発行				○			1	大
がれきの収集運搬及び処理				○			1	大
災害ごみの収集運搬及び処理				○			1	大
火葬許可証の発行及び埋火葬				○			2	大
防疫活動				○			3	大
有害物質流出の確認及び除去作業				○			4	大
死亡獣畜処理に関すること					○		1	中

#### 産業課

産業課 非常時優先業務	着手時間						時間単位 での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以内	1 ヶ 月 以内		
所管施設利用者の安全確保及び避難誘導	○						1	小
所管施設の応急復旧		○					1	中
食料の供給			○				1	大
所管施設の被害状況調査			○				2	小
生活必需品の調達				○			1	中
家畜の伝染病、防疫				○			2	中
農業者及び商工業者の被害状況調査					○		1	大
商工業の再建支援						○	1	中
農業の再建支援						○	2	小

※ 「必要な人員」について

小…概ね1・2人 中…概ね3・4人 大…概ね5人以上

## 社会福祉課

社会福祉課 非常時優先業務	着手時間						時間単位 での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以内	1 ヶ 月 以内		
所管施設利用者の安全確保及び避難誘導	○						1	小
所管施設の被害状況調査		○					1	小
部内の連絡調整		○					2	小
日本赤十字社愛知県支部及びその他福祉関係団体との連絡調整		○					3	小
避難行動要支援者支援(高齢者・障がい者・精神障害者・外国人等)			○				1	大
日本赤十字社に関すること				○			1	大
要配慮者(精神障害者)の安否確認及び救護				○			2	大
要配慮者(障害者)の安否確認及び救護				○			2	大
障害サービス提供事業者との連絡調整				○			2	中
避難行動要支援者名簿の提供				○			3	中
トータルケアセンターの開設				○			4	小
生活必需品の供給					○		1	中
所管施設の応急復旧					○		2	中
民生委員及び児童委員に関すること					○		3	小
生活保護法(昭和25年法律第144号)に関すること						○	1	大
生活困窮者自立相談支援に関すること						○	2	小
災害弔慰金等						○	3	小
生活再建等支援対策(資金の貸付及び支給、相談等)						○	4	小
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に関すること						○	5	小

※ 「必要な人員」について

小…概ね1・2人 中…概ね3・4人 大…概ね5人以上

### 3 非常時優先業務

#### 高齢福祉課

高齢福祉課 非常時優先業務	着手時間						時間単位 での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以内	1 ヶ 月 以 内		
所管施設利用者の安全確保及び避難誘導	○						1	小
要配慮者(高齢者)の安否確認及び救護	○						1	中
福祉避難所との連絡調整		○					1	小
地域福祉避難所の開設、運営及び管理		○					1	中
所管施設の被害状況調査		○					1	小
所管施設の応急復旧		○					1	中
避難行動要支援者支援(高齢者・障がい者・精神障害者・外国人等)			○				1	中
トータルケアセンターの開設				○			1	小
介護サービス提供事業者との連絡調整						○	1	小
介護保険の給付に関すること						○	2	小
要介護認定及び要支援認定に関すること						○	2	中
介護認定審査会に関すること						○	2	小
介護保険給付の支払い						○	3	小
介護保険料の減免措置						○	3	小
介護保険被保険者の資格管理に関すること						○	4	中
介護保険料の賦課に関すること						○	4	小
介護予防事業に関すること						○	4	小
介護保険事業計画に関すること						○	5	小
その他介護保険に関すること						○	5	中
高齢者保健に関すること						○	5	小
介護予防の普及啓発に関すること						○	5	小
高齢者福祉計画に関すること						○	5	小
老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関すること						○	5	小
老人福祉センター及び老人福祉施設に関すること						○	5	小
シルバー人材センターに関すること						○	5	小
老人福祉金に関すること						○	5	小
その他高齢者福祉に関すること						○	5	小

※ 「必要な人員」について

小…概ね1・2人 中…概ね3・4人 大…概ね5人以上

## 子育て支援課

子育て支援課 非常時優先業務	着手時間						時間単位での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以内	1 ヶ 月 以 内		
保育園児・児童館児童の安全確保及び避難誘導	○						1	大
所管施設の被害状況調査		○					1	中
保育園児の安否確認及び被害状況調査		○					1	中
所管施設の応急復旧		○					2	小
避難所設置に伴う学校・保育園としての協力		○					3	小
保育園等の休園及び開園の措置			○				1	小
女性に関する災害相談所の開設				○			1	小
保育料の減免措置					○		1	小

## 健康推進課

健康推進課 非常時優先業務	着手時間						時間単位での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以内	1 ヶ 月 以 内		
所管施設利用者の安全確保及び避難誘導	○						1	中
保健所との連絡調整		○					1	小
医師会等医療関係機関との連絡調整		○					1	小
所管施設の被害状況調査		○					1	中
所管施設の応急復旧		○					2	大
地域医療に関すること			○				1	小
医療ボランティアの受入れ及び調整			○				2	小
医療、助産及び健康診査			○				3	中
被災幼児、児童及び生徒への救護			○				3	中
避難行動要支援者支援(高齢者・障がい者・精神障害者・外国人等)			○				3	中
医療資機材、薬品等の調達				○			1	小
避難所における健康管理				○			2	大
要配慮者(精神障害者)の安否確認及び救護				○			3	中
要配慮者(障害者)の安否確認及び救護				○			3	中
感染症予防				○			3	大
トータルケアセンターの開設				○			4	小
母子の保健に関すること					○		1	中

※ 「必要な人員」について

小…概ね1・2人 中…概ね3・4人 大…概ね5人以上

### 3 非常時優先業務

#### 土木課

土木課 非常時優先業務	着手時間						時間単位 での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以内	1 ヶ 月 以内		
水防活動	○						1	中
浸水対策		○					1	中
清須市防災協会への協力要請		○					2	小
道路等施設及び河川、鉄道等の被害状況調査		○					3	小
交通規制に係る関係機関との連絡調整		○					3	小
市内緊急輸送道路の機能確保		○					4	中
道路等施設及び河川、鉄道等の応急復旧		○					4	中
帰宅困難者対策			○				1	大
道路・橋梁及び水路の維持管理に関すること			○				2	中
危険建物その他倒壊・落下危険箇所の対策					○		1	中
障害物の除去					○		1	中
本復旧工事の入札及び契約						○	1	中

#### 都市計画課

都市計画課 非常時優先業務	着手時間						時間単位 での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以内	1 ヶ 月 以内		
所管施設利用者の安全確保及び避難誘導	○						1	小
公園、緑地等所管施設の被害状況調査	○						2	大
建築物の応急危険度判定		○					1	大
帰宅困難者対策			○				1	大
第一次建築制限(建築制限区域の指定)					○		1	大
危険建物その他倒壊・落下危険箇所の対策					○		2	中
公園、緑地等所管施設の応急復旧					○		3	中
住宅の応急修理					○		4	大
第二次建築制限(都市復興基本計画骨子案作成公表)						○	1	大
復興都市計画事業の都市計画決定						○	2	大
本復旧工事の入札及び契約						○	3	中
住宅等対策						○	4	中

※ 「必要な人員」について

小…概ね1・2人 中…概ね3・4人 大…概ね5人以上

## 地域開発課

地域開発課 非常時優先業務	着手時間						時間単位 での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以内	1 ヶ 月 以内		
部内の連絡調整		○					1	小
帰宅困難者対策			○				1	中
地域安全対策				○			1	大
被災宅地の危険度判定				○			2	大
被災住宅等の調査				○			2	大
応急仮設住宅の設置及び管理運営				○			3	大
公共賃貸住宅等への一時入居				○			4	大
住宅の応急修理					○		1	大
住宅等対策						○	1	中
本復旧工事の入札及び契約						○	2	大

## 上下水道課

上下水道課 非常時優先業務	着手時間						時間単位 での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以内	1 ヶ 月 以内		
所管施設利用者の安全確保及び避難誘導	○						1	小
上水道施設対策		○					1	中
下水道施設対策		○					2	大
上下水道施設の被害状況調査		○					3	大
上下水道施設の応急復旧		○					4	大
応急給水			○				1	中
広域給水応援の受入れ			○				2	小
帰宅困難者対策			○				3	小
本復旧工事の入札及び契約						○	1	小

※ 「必要な人員」について

小…概ね1・2人 中…概ね3・4人 大…概ね5人以上

### 3 非常時優先業務

#### 新清洲駅周辺まちづくり課

新清洲駅周辺まちづくり課 非常時優先業務	着手時間						時間単位での優先順位	必要な人員
	3時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	1ヶ月以内		
部内の連絡調整		○					1	中
帰宅困難者対策			○				1	大
地域安全対策				○			1	大
被災住宅等の調査				○			2	大
被災宅地の危険度判定				○			3	大
応急仮設住宅の設置及び管理運営				○			4	大
公共賃貸住宅等への一時入居				○			5	中
住宅の応急修理					○		1	大
住宅等対策						○	1	大
本復旧工事の入札及び契約						○	1	中

#### 会計課

会計課 非常時優先業務	着手時間						時間単位での優先順位	必要な人員
	3時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	1ヶ月以内		
災害対策資金の出納					○		1	小
災害応急復旧資金の出納					○		1	小
義援金の出納					○		1	小

#### 議事調査課

議事調査課 非常時優先業務	着手時間						時間単位での優先順位	必要な人員
	3時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	1ヶ月以内		
市議会関係の情報収集及び伝達			○				1	中
災害関係議会及び各種会議の運営					○		1	中
市議会議員への広報						○	1	中

※ 「必要な人員」について

小…概ね1・2人 中…概ね3・4人 大…概ね5人以上



## 学校教育課

学校教育課 非常時優先業務	着手時間						時間単位 での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以内	1 ヶ 月 以内		
避難所の開設、運営及び管理	○						1	大
避難者の誘導及び受入れ	○						2	大
避難所設置に伴う学校・保育園としての協力		○					1	大
学校施設の被害状況の取りまとめ		○					2	大
授業料等の減免措置					○		1	小
被災幼児、児童及び生徒への学用品の支給						○	1	中
応急教育等の実施						○	2	中
応急的な教育活動についての広報						○	3	中
児童生徒の「こころのケア」対策						○	4	中

## 生涯学習課

生涯学習課 非常時優先業務	着手時間						時間単位 での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以内	1 ヶ 月 以内		
所管施設利用者の安全確保及び避難誘導	○						1	大
避難者の誘導及び受入れ	○						2	大
部内の連絡調整		○					1	大
避難所設置に伴う学校・保育園としての協力		○					2	大
避難所の開設、運営及び管理		○					3	大
所管施設の応急復旧		○					4	大
所管施設の被害状況調査		○					5	大
文化財の被害状況調査					○		1	大
文化財の被害状況調査及び応急復旧						○	1	大

※ 「必要な人員」について

小…概ね1・2人 中…概ね3・4人 大…概ね5人以上

### 3 非常時優先業務

#### スポーツ課

スポーツ課 非常時優先業務	着手時間						時間単位 での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以 内	1 ヶ 月 以 内		
所管施設利用者の安全確保及び避難誘導	○						1	大
避難者の誘導及び受入れ	○						2	大
部内の連絡調整		○					1	中
避難所の開設、運営及び管理		○					2	大
避難所設置に伴う学校・保育園としての協力		○					3	中
所管施設の被害状況調査		○					4	中
所管施設の応急復旧		○					5	大
文化財の被害状況調査					○		1	中
文化財の被害状況調査及び応急復旧						○	1	大

#### 学校給食センター管理事務所

学校給食センター管理事務所 非常時優先業務	着手時間						時間単位 での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以 内	1 ヶ 月 以 内		
避難者の誘導及び受入れ	○						1	大
避難所の開設、運営及び管理		○					1	大
避難所設置に伴う学校・保育園としての協力		○					1	大
所管施設の被害状況調査		○					1	中
給食用物資の調達及び管理に関すること		○					2	大
所管施設の応急復旧		○					3	大
学校給食センターの建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること		○					4	中
学校給食センターの衛生管理に関すること		○					5	小
給食調理及び配送に関すること		○					6	大

#### 監査課

監査課 非常時優先業務	着手時間						時間単位 での 優先順位	必要な 人員
	3 時間 以内	1 2 時間 以内	2 4 時間 以内	7 2 時間 以内	1 週 間 以 内	1 ヶ 月 以 内		
倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達					○		1	大

※ 「必要な人員」について

小…概ね1・2人 中…概ね3・4人 大…概ね5人以上

## 4 業務継続体制の強化に向けた取組

### 4-1 職員の防災レベル向上

#### (1) 研修・訓練等の実施

大規模な地震の発生時に被害を最小化し、応急・復旧業務をスムーズに進めるためには、全庁一丸となった組織的な対応が求められることから、平常時から全職員が非常時優先業務を実施する際の役割や手順を理解し、いざという時に速やかに行動できるようにしておくことが重要である。

そのため、職員を対象とした危機管理研修や災害対応訓練等の定期的な実施により、各職員の防災レベルの向上を図る。

また、各部署において、特定の職員しか使い方が分からないシステムや機器、手続きがある場合、当該職員が登庁できなければそれらを要する業務が遂行できなくなる。そのため、各部署では、平常時から複数の課員がシステムや機器、手続きについてその要領を習熟しておく。

#### (2) 参集レベルの向上

夜間や休日等の勤務時間外に大規模な地震が発生した場合、全職員の登庁は困難と思われるが、可能な限り参集率を高め、早期に初動体制を確立することが求められる。

そのため、定期的に参集訓練を実施するほか、各職員は、日常的に市役所までの参集経路及び経路上の危険箇所を把握しておくとともに、家族で災害時における対応を決めておくなど、混乱の中にあっても速やかに参集できるよう努める。

また、発災時における職員の安否及び参集確認を速やかに行うため、安否参集確認システムによる伝達訓練等を実施し、初動体制の強化を図る。

#### (3) 決定権限の明確化

大規模な地震の発生時には、清須市災害対策本部が設置され、市長、副市長、教育長を始め各部等の長は本部員となる。また、各部署は、課等の長を班長とした班体制にてそれぞれの業務にあたることとなる。しかし、発災直後は職員の参集率が低く、幹部職員が参集不可能な状況が続くことも想定されるほか、幹部職員自身が被災する可能性もある。こうした場合、指揮命令系統が乱れ、初動期の応急業務の遅れを招くこととなる。

このため、各部署において、決定権者（課長・所長）不在時の委任権限をあらかじめ定めておく。

#### (4) 関係機関との連携強化

非常時優先業務の遂行にあたっては、人的補強や資源の確保・調達のために、関係機関との連携が必要となる。連携が必要となる機関は、部署や非常時優先業務の内容によって様々である。

そのため、各部署においては、平常時から非常時優先業務を円滑に遂行するために必要となる関係機関を把握しておくとともに、連絡先や連携業務の内容を確認しておく。

特に、初動期において最も重要となる人命救助については、被災者の救援を目的とした自衛隊・警察・消防等の救助機関の受入れを円滑に行うため、受援体制の確立を図る。

### 4-2 市役所及び設備の強化

#### (1) 庁舎

本市では、平成29年1月から新たに市役所北館が供用開始され、災害対策本部も北館に設置されることとなった。北館は、柱頭免震構造とするなど、災害時における防災拠点としての機能維持を考慮しており、建物自体が甚大な被害を受ける可能性は低いと考えられる。南館についても新耐震基準に基づく設計となっている。しかし、北館・南館ともに個々の設備については、状況により被災することも想定される。そのため、今後とも防災拠点として必要な機能の保守点検を行い、円滑な非常時優先業務の遂行に備える。

#### (2) 電力

市役所には、電力の途絶に備えた非常用発電機が設置されており、北館では約5日間（120時間）の稼働が可能である。しかし、南館の非常用発電機は、備蓄燃料を加味しても稼働可能時間は3.5時間程度と短い。また、南館における電力喪失は、防災行政無線や愛知県高度情報通信ネットワーク等の重要な通信設備の使用にも影響を及ぼすため、電力・通信設備については、機能維持に向けた総合的な対策（南館の非常用発電機の機能強化、北館の電力の南館への融通、通信設備親局の北館への移設等）を図る。

当面は、備蓄燃料等の増強等による対応を図るが、状況によっては非常用発電機が自動で稼働しないことも想定されるため、手動による稼働方法や燃料の補給方法を確認しておく。さらに、燃料は定期的に備蓄状況を確認しておくとともに、停電が長期間に及び燃料不足が発生した場合には速やかに補てんできるよう、協定の締結や協力要請が可能な連絡体制を整備しておく。

また、非常用発電機にて電力が供給されるコンセントは、外観で識別できるように区別しているため、重要機器は確実に接続しておくこととする。各部署においては、その供給範囲をそれぞれ確認しておく。

#### (3) 通信設備

各種通信設備の親局は南館に設置されているが、南館の非常用発電機の稼働可能時間は短いため、停電が発生すると、通信設備全体に影響を及ぼす。また、南館と北館の通信設備は地下ケーブルにより接続されているが、このケーブルが断線した場合も同様に通信設備全体に影響を及ぼす。そのため、電力の確保と合わせて、機能維持に向けた総合的な対策を図る。

停電による影響のほか、大規模な地震の発生時には、一般電話回線の輻輳、インターネットの通信制限等により、円滑な情報共有が図れないことが想定される。そのため、各部署で

は、平常時から通信設備の設置場所や所有台数、それぞれの使用方法等を確認し、状況に応じて適切な手段を選択できるようにしておく。

電話やインターネット等の通信手段が断絶した場合においても、防災行政無線による通信は可能であると想定される。防災行政無線（移動系）は、携帯局及び車携帯局を備えているが、親局は市役所南館に設置されているため、停電による影響を受けることとなる。また、防災行政無線（移動系）は、取扱いに不慣れな職員が多いため、各職員は、平常時からその取扱いを習熟しておく。

そのほか、災害時には衛星（携帯）電話が有効であるとされているが、本市においては整備していないため、導入を検討する。

#### **(4) 情報システム**

平成29年度現在、市役所では、住民情報系24システム、内部情報系8システム、その他2システムを運用している。ほとんどの情報システムは北館3階又は南館2階の電算室にサーバーを設置している。これらは、停電や揺れによる故障等により使用できなくなる可能性があるが、特に庁内の情報共有のためのグループウェアシステムや罹災証明・死亡届等に係るシステムは、発災直後から必要性が高いと考えられる。

サーバーの損傷による非常時優先業務の遅延を回避するため、業務の遂行に必要な重要な行政データは、二重化による代替性確保やリモート運用サービスの利用について検討する。また、データが消失した場合に速やかに復旧を図るため、バックアップについては、設置場所以外（市役所以外の市有施設やクラウド等）にも置くことを検討する。

さらに、システムの復旧には高度な専門的技術を要するが、可能な範囲で職員が復旧できるよう、手順書の作成やその習熟に努める。なお、職員だけでは対応が困難となることも想定されるため、情報システムが破損・停止したとしても早期に復旧できるよう外部の委託事業者との連絡体制を確立しておくとともに、取決めの締結等により関係を強化しておく。

加えて、システムによらずとも業務を遂行できるよう、可能な範囲において紙媒体での情報収集・取りまとめ・処理等について検討しておく。

#### **(5) 上水道・下水道**

上水については、受水槽からの供給が可能である。ただし、下水道設備が破損した（又は破損した状態が続いた）場合、上水道が被害を免れた（復旧した）としても使用不可となる。この際、北館においては排水槽が設置されているため、北館を使用することとする。なお、雑用受水槽を飲料水とする場合には、ろ過装置を使用することとなるが、使用方法を理解している職員は限られるため、全ての職員が使用できるよう手順書（風雨に耐えられるもの）を装置付近に準備しておく。

下水（トイレ）については、北館に仮設トイレ用マンホールが4箇所あるものの、仮設トイレ自体の備蓄がない。また、大規模な地震の発生時は、外部からのトイレトペーパーの調達が困難であると想定される。そのため、仮設トイレ及びトイレトペーパーの備蓄を進める。

### (6) ガス

市役所北館では、ガスの利用はない。南館では、ガス式の冷暖房機・給湯器があるが、基本的にガスは利用しない。

なお、ガス管が破損した場合には、二次的な被害を起こす可能性があることから、発災直後にはガス漏れ等の有無を確認する。

### (7) 備蓄

大規模な地震の発生により、市全域で甚大な被害が生じた場合、職員は継続的に応急対策業務に従事することとなる。業務を途切れることなく円滑に遂行するためには、泊まり込みの必要もあるが、現状では職員用の食料・飲料水・生活用品等の備蓄は進んでいない。

そのため、市として、これらの備蓄を進めることとする。ただし、現実的には職員全員分を備蓄することは困難であり、職員の性別や従事する業務内容によって必要となるものは異なると考えられる。したがって、各職員がデスクやロッカー等に必要な食料等をあらかじめ備蓄しておくことを奨励する。

また、時間外の発災時においては、登庁時に可能な範囲で必要な食料等を持参する。

### (8) 公用車

公用車の保有台数には限りがある中で、特に初動期に現場対応にあたる部署では、多くの台数を要することが想定される。一方で、各部署が自らの判断で使用すると、不足が生じる可能性がある。そのため、車両の効率的な運用に向けて、車両の確保・調達・配車等を一元的にコントロールできるよう、配車計画を定める。この際、防災行政無線（移動系）の車載状況を加味し、特に現場と災害対策本部の情報共有が必要となる部署に優先的に割り当てるなどの対応をとる。

また、電動シャッターの車庫内に駐車されている公用車は、停電によりシャッターを開けることができない場合、手動でシャッターを開放しなければ出庫できないため、使用可能となるまでに時間を要することとなる。そのため、なるべく多くの公用車を使用できるよう、通常時の駐車場所についても検討する。

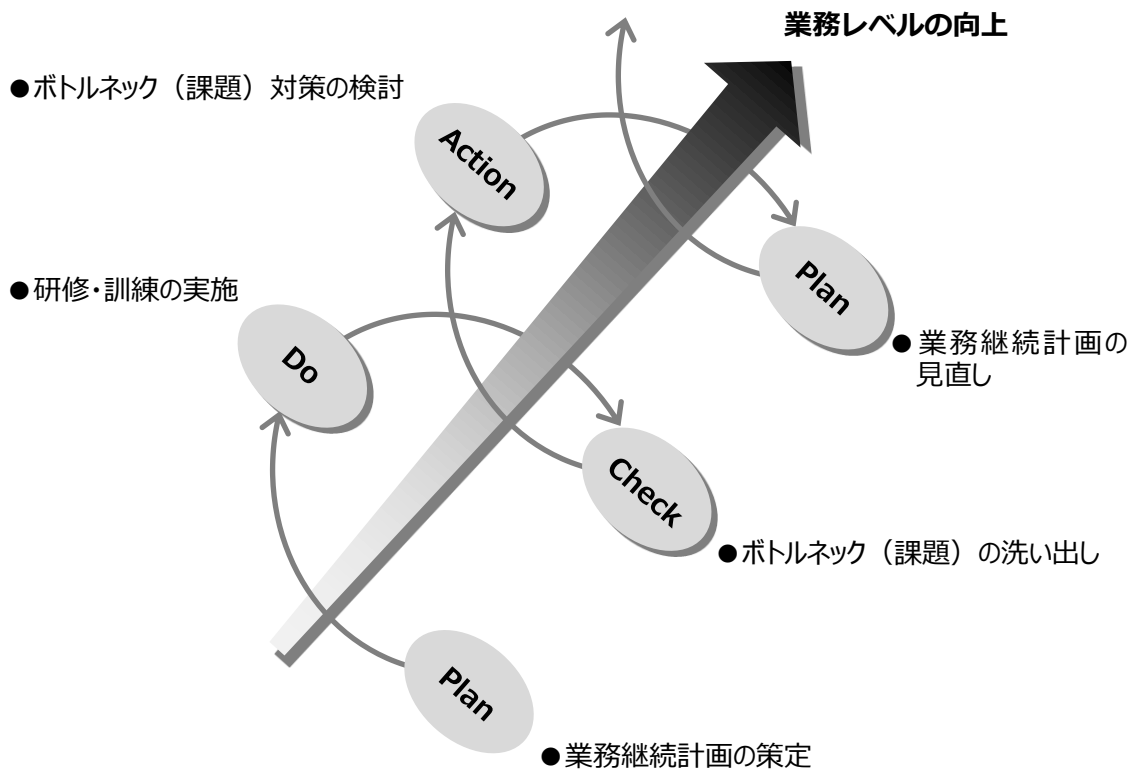
さらに、大規模な地震の発生時は、外部からの燃料（ガソリン等）の調達は困難と想定される。そのため、平常時から常に半分程度は燃料が残っている状態にするとともに、公用車の不足に備え、車両の調達先を検討し、協定の締結等を検討する。

### 4-3 PDCAサイクルの確立

前述の研修や訓練を通じて本計画の定着を図るとともに、必要な資機材・設備を確認し、それらを通じて得られた情報や知見等を本計画に反映させ、計画の実効性を高めるため、PDCAサイクルを確立する。

また、地域防災計画や各種防災マニュアルの策定・改定が行われた際には、本計画についても必要な見直しを行うことで、全庁的な業務レベルの向上を図る。

#### ■PDCAサイクルのイメージ



4-4 アクションプラン

発災直後における業務レベルの向上、業務立上げ時間の短縮を図るため、ここまでに整理した業務継続体制の強化に向けた取組について、以下の要領で実施する。

なお、選定した非常時優先業務の円滑な遂行にあたり、平常時から取り組むべき内容は部署ごとに大きく異なる。そのため、以下を基本としつつ、各部署で業務遂行上の問題（ボトルネック）を想定し、事前に対応策を講じておくこととする。

■業務継続体制の強化に向けたアクションプラン

大項目	中項目	取組内容	取組の時期
職員の防災レベル向上	(1) 研修・訓練等の実施	➢職員向けの危機管理研修や実践的な災害対応訓練の実施	毎年
		➢各部署独自のシステムや機器、手続きに関する要領の習熟	毎年
	(2) 参集レベルの向上	➢参集訓練の実施	毎年
		➢参集経路の確認や経路上の危険箇所の把握	毎年
		➢安否参集確認システムによる伝達訓練	毎年
	(3) 決定権限の明確化	➢各部署における決定権者（課長・所長）不在時の委任権限の確認	毎年
	(4) 関係機関との連携強化	➢関係機関の連絡先や連携業務の内容確認	毎年
		➢自衛隊、警察、消防等の救助機関の受援体制の確立	毎年
市役所及び設備の強化	(1) 庁舎	➢災害時における防災拠点として必要な機能の保守点検	短期
	(2) 電力	➢電力・通信設備の機能維持に向けた総合的な対策検討及び実施	中長期
		➢非常用発電機の手動による稼働方法、燃料の補給方法の確認	毎年
		➢非常用発電機にて電力が供給されるコンセントの確認	毎年
		➢非常用発電機の燃料調達に関する協定の締結や協力要請が可能な連絡体制の整備	短期



大項目	中項目	取組内容	取組の時期
市役所及び設備の強化	(3)通信設備	➢電力・通信設備の機能維持に向けた総合的な対策検討及び実施	中長期
		➢通信設備の設置場所や所有台数、それぞれの使用方法等の確認	毎年
		➢防災行政無線の使用方法的習熟	毎年
		➢衛星（携帯）電話の導入の検討	中長期
	(4)情報システム	➢システムの二重化、リモート運用サービスの導入検討及び実施	中長期
		➢システムのバックアップ（市役所以外の市有施設やクラウド等）の検討及び実施	中長期
		➢職員によるシステム復旧に向けた対応方法の習熟	毎年
		➢外部委託業者の連絡先確認、連絡方法（専用連絡回線等）の確保	短期
		➢システムによらない、紙媒体での情報収集・取りまとめ・処理等の検討	短期
	(5)上水道・下水道	➢仮設トイレ及びトイレトペーパーの備蓄	短期
		➢ろ過装置の使用方法的手順書の準備	短期
	(6)ガス	—	—
	(7)備蓄	➢食料等の備蓄（各職員）	毎年
(8)公用車	➢車両の確保・調達・配車等を一元的にコントロールするための配車計画の検討	短期	
	➢公用車の不足に備えた車両調達先の検討、協定の締結等	短期	
PDCAサイクルの確立	(1)本計画の見直し	➢人事異動、危機管理研修や災害対応訓練を踏まえた業務継続計画の見直し	毎年
	(2)関連計画・マニュアルの策定・改定	➢地域防災計画の見直し、各種防災マニュアルの策定・改定	毎年

※ 取組の時期は、以下を目安とする。

**毎年**：毎年継続的に行うもの

**短期**：概ね5年以内に行うもの（軽微な投資で可能な資機材の確保、当面できる補強・代替手段等の検討等、ソフトを中心とした取組）

**中長期**：中長期的な展望のもとで取組を進めるもの（大規模な投資が必要となる資機材の確保やライフラインの整備・補強等、ハードを中心とした抜本的な取組）